

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表一の項中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千三百円」に、「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同表五の項中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に、「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千百円」を「四千四百円」に改め、同表九の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十一の項とし、同表八の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十の項とし、同表七の項中「二万千円」を「二万二千元」に改め、同項を同表八の項とし、同項の次に次のように加える。

九	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	一万二千三百円	受講申込みのとき。
---	-----------------------	------------------------------------	---------	-----------

第八条の表中六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六	認知機能検査手数料	法第四条の三第一項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能に関する検査	六百五十円	受検申請のとき。
---	-----------	---	-------	----------

第八条の表に次のように加える。

--	--	--	--	--

十二	年少射撃資格認定手数料	法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査	九千六百元 （当該申請を行う者が同時に他の法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千九百円）	認定申請のとき。
十三	年少射撃資格認定証書換え手数料	法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	千八百円	書換え申請のとき。
十四	年少射撃資格認定証再交付手数料	法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付	千九百円	再交付申請のとき。
十五	年少射撃資格	法第九条の十四第一項の規定に基	九千七百元	受講申込

	格認定講習 手数料	づく年少射撃資格の認定のための 講習会の開催		み の と き。
--	--------------	---------------------------	--	-------------------

第九条の表十一の項中「いう。」の下に「の実施に必要な技能及び知識に関する講習」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年十二月四日から施行する。